年度	2015年度						
科目名	日本国憲法（遠隔）						
配当学年	1年	必修・選択	選択必修	ＣＡＰ制	対象		
授業の種類	講義	単位数	2単位	授業期間	秋	授業回数	15
授業の担当者	岩本　一郎（非常勤講師）						
単位認定責任者	岩本　一郎（非常勤講師）			研究室所在	―		
授業科目の主題	日本国憲法における人権保障の現在について学ぶ。						
授業科目の概要	１　憲法を学ぶということは、憲法をより良い社会を作るための「道具」として使いこなす知識とスキルを学ぶことです。ＰＣの取扱説明書を暗記することに意味がないように、憲法の条文を暗記することも無意味です。使い方を知って実際に使うことが大切です。 ２　日本国憲法には、60年以上にわたって積み重ねられてきた裁判所の判決と政府による実践があります。日本国憲法を理解するには、このような判決と先例によって肉付けされた、全体としての「日本の憲法」を学ぶ必要があります。したがって、この講義では、裁判所の判例や政府の実践にも十分目配りしながら、日本国憲法が私たちの生活にどのように活かされ、あるいはどの点で力を発揮できていないのかを考えていきます。 ３　この講義は、主として、憲法によって保障されている基本的人権について学修することになりますが、人権保障と関連づけて、国会・内閣・裁判所の役割も取り上げます。						
授業科目の到達目標	１　人権保障に関する基本的な事項を正しく理解し説明することができる。 ２　人権保障に関する判例・学説の流れを的確に指摘することができる。 ３　判例・学説などの知識を踏まえ、日本の政治の現状を批判的に考えることができる。						
授業方法・指示・出席など	１　８回の対面授業と７回のeラーニングとを組み合わせて授業を行う。 ２　７回のeラーニングは、定期試験受験の資格要件である。 ３　８回の対面授業では出席をとる。対面授業は、基本的には講義形式で行う。						

授業の展開

第１講　イントロダクション【対面】
第２講　人権の理念と幸福追求権【eラーニング】
第３講　法の下の平等【eラーニング】
第４講　信教の自由と政教分離【eラーニング】
第５講　表現の自由【eラーニング】
第６章　経済的自由【eラーニング】
第７講　生存権【eラーニング】
第８講　選挙権【eラーニング】
第９講　家族と平等【対面】
第10講　政教分離の新判例【対面】
第11講　表現の自由の保障と限界【対面】
第12講　生存権の新判例【対面】
第13講　選挙権の新判例【対面】
第14講　外国人の人権【対面】
第15講　人権の私人間効力【対面】

試験等の実施	定期試験	再試験	課題･ﾚﾎﾟｰﾄ等	中間テスト等	その他

	○	×	×	×	○
授業外学修について(レポート・課題等の頻度及び提出方法)中間テスト・定期試験・再試験等について	１　７回分はeラーニングを活用した授業となる。 ２　eラーニング上で学習内容についてその都度確認テストを行う。 ３　対面授業の最終回の後半に定期試験を実施する。 ４　定期試験の範囲は、対面授業だけでなくeラーニングのコンテンツの内容も含む。 ５　授業前にテキストの各章扉にあるコラムを各自読んでおく。 ６　授業後に確認テストで不正解であった設問を中心にテキストを読んで復習する。				
教科書	岩本　一郎『絵で見てわかる　人権』（八千代出版・2011年） 対面授業では、最新の最高裁判決のコピーを配付する。				
参考文献	中村睦男ほか『はじめての憲法学〔第２版〕』（三省堂・2010年）				
成績評価の方法基準	１　期末試験の調整済みの点数（100点満点）が60点を超えかつ、eラーニングの確認テストの平均点が6割を超えるものを合格とする。なお、eラーニングの点数は、評価の基礎資格であり、成績評価は、期末試験の点数に基づく。 ２　評定（Ｓ～Ｃ）は、期末試験の点数に比例して与えるものとする。90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をCとする。				